

令和8年 第1回大崎町農業委員会定例総会議事録

議事日時

日 時 令和8年1月22日(木) 午前9時

場 所 鹿児島県農業共済組合曾於支所大崎連絡所 2階会議室

出席者 【農業委員】

1番 ○○委員, 2番 ○○委員, 3番 ○○委員, 4番 ○○委員
5番 ○○委員, 6番 ○○委員, 7番 ○○委員, 8番 ○○委員
9番 ○○委員, 10番 ○○委員, 11番 ○○委員

【最適化推進委員】

1番 ○○委員, 3番 ○○委員, 4番 ○○委員, 5番 ○○委員
6番 ○○委員, 7番 ○○委員, 8番 ○○委員, 9番 ○○委員
10番 ○○委員, 11番 ○○委員, 12番 ○○委員

計 22 名

事務局 ○○○○, ○○○○, ○○○○, ○○○○

開 会 会長あいさつ及び経過報告

1/9 (金) 1月定例常設審議委員会 (鹿児島市)

1/11 (日) 消防出初式

1/12 (月) 知事とのふれあい対話

開 議 第1. 会議録署名委員の指名 (1番 ○○○○委員, 2番 ○○○○委員)
第2. 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第3. 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
第4. 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
第5. 議案第4号 農用地利用集積等促進計画 (案) に係る意見について
第6. 議案第5号 農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の氏名
について

その他

(町長からの挨拶)

開 議

事務局長 ただいまから令和8年第1回大崎町農業委員会定例総会を開会いたします。それでは会長から挨拶と経過報告を申し上げます。

会 長 おはようございます。一段と寒さが厳しくなってきましたが、皆様におかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。さて、昨年は農地の集約化や担い手への農地集積に向けて、鹿児島の農業委員会リレーションシップ (1・5・一絵) 活動を展開して参りました。県農業会議でも、大崎町農業委員会においての活動は高く評価され、1月1日付の全国農業新聞にも掲載されました。農業委員・最適化推進委員の皆様の活動の成果だと思います。しかしながら、現在の地域計画は現況地図にはほぼ近い状態であり、10年後の目標地図とは言えず、見直し (ブラッシ

ュアップ)を求められております。地域計画の策定につきましては、農地利用の意向把握と委員の地域の話し合いへ参加することで、目標地図の見直しに向けた情報提供が期待されておりますので、今後とも積極的に取り組んで頂けますようお願い申し上げます。それでは経過報告を致します。1月9日 1月定例常設審議委員会(鹿児島市)、1月11日 消防出初め式、1月12日 知事とのふれあい対話、以上の会に出席して参りました。それでは会議に入ります。まず会議録署名委員の指名を行います。1番〇〇〇〇委員・2番〇〇〇〇委員をお願い致します。本日は、議案第1号から議案第5号までを議題と致します。開けて頂きまして1ページ、総会審議内訳表でございます。許可区分・申請件数のみ読み上げます。3条12件、4条2件、5条2件、農地バンク法による農地中間管理権の設定101件、合計117件でございます。2ページ、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。3ページ、審議番号1番の調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号1番について、調査結果を報告いたします。まず申請人についてです。渡し人は、〇〇〇市の〇〇〇〇さんです。受け人は、〇〇〇町の〇〇〇〇〇〇さんで認定農業者です。主な経営作物は、飼料用牧草、牛25頭です。申請地は、永吉字孫木屋堀〇〇〇〇 畑 1筆 6,201㎡です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大をするものです。この土地は以前から借りていらした土地です。次に調査内容についてご報告いたします。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、妻の2名です。農作業技術力は、農作業歴57年とあります。機械保有はトラクター5台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、トラック1台、軽トラック2台と十分です。通作距離は、自宅から200m、徒歩で2分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響ありません。水利作業等への参加については協力しますとのことでした。以上のことから農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議方よろしく願いいたします。

議 長 審議番号1番につきまして、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号1番について許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。審議番号2番の調査報告を〇〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号2番について、調査結果を報告いたします。この案件は私では判断しかねる案件だったため事前に事務局に相談済みです。まずは申請人についてです。譲渡人は、〇〇〇集落の〇〇〇〇さんです。譲受人は、〇〇地区の〇〇〇〇〇〇さんで、認定農業者です。主な経営作物は、水稻です。申請地は、永吉字橋口〇〇〇〇 田 外8筆 4,942㎡です。申請理由は、譲渡人の労力不足により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容について報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、義父、子、義弟、臨時雇用者の10名です。農作業技術力は農作業歴48年です。機械保有は、トラクター10台、耕運機1台、田植機4台、コンバイン5台、トラック10台と十分です。通作距離は、今回

議長 審議番号２番について、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは審議番号２番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

〇〇委員　第3条申請、審議番号3番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。譲渡人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんです。譲受人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんで、新規就農者です。主な経営作物は、甘藷です。申請地は、持留字尾ノ花〇〇〇〇畑外2筆5,594㎡です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が自作による甘藷栽培のために新規取得するものです。次に調査内容について報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、妻の2名です。機械保有は、トラクター1台、トラック1台ですが、足りないものは会社から借りますとの事でした。本人は現在自作地はありませんが、〇〇〇町の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇に勤務しています。農作業歴は10年経験もあり、今回申請において営農計画・確約書も提出しており、農作業には問題ないと認められます。通作距離は自宅から1.5km、車で5分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますということでした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

委員長（挙手） 挙手多数。よって審議番号3番については、許可いたします。審議番号4番、4ページ、審議番号5番は譲受人が同一人物のため一括して審議いたします。審議番号4番、審議番号5番の調査報告を〇〇委員お願いします。

3

業者です。それでは4番と5番の調査内容を報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人の1名です。農作業技術力は、農作業歴22年とあります。機械保有は、トラクター2台、耕運機1台、田植機1台、コンバイン1台、トラック1台と十分です。通作距離は、審議番号4番が自宅から0.3km、車で3分、5番が自宅から0.5km、車で5分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますとの事でした。以上のことから、審議番号4番、5番共に農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号4番、審議番号5番につきまして、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。それでは審議番号4番、審議番号5番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号4番、審議番号5番につきましては、許可といたします。審議番号6番、審議番号7番につきましても譲受人が同一人物のため一括して審議いたします。調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第3条申請、審議番号6番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。譲渡人は、〇〇〇の〇〇〇〇さんです。譲受人は、〇〇〇集落の〇〇〇〇〇〇さんで、認定農業者です。主な経営作物は、お茶です。申請地は、井俣字中沖〇〇〇〇 畑 1筆 4,408㎡です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容について報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人の1名です。農作業技術力は、農作業歴39年とあります。機械保有は、トラクター1台、トラック1台、軽トラック1台と十分です。通作距離は自宅から0.1km、徒歩で3分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますということでした。次に審議番号7番について、調査結果を報告いたします。譲渡人は、〇〇〇市の〇〇〇〇さんです。譲受人は、同じく〇〇〇集落の〇〇〇〇〇〇さんで、認定農業者です。申請地は、井俣字中沖〇〇〇〇 畑 外4筆 5,787㎡です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容については審議番号6番と同じです。通作距離は自宅から0.1km、徒歩で3分です。以上のことから、審議番号6番、7番共に農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号6番、審議番号7番につきまして、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。それでは審議番号6番、審議番号7番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号6番、審議番号7番につきましては、許可といたします。審議番号8番につきましては、〇〇委員の案件でありますので、〇〇委員の退室をお願いいたします。

(〇〇委員退室)

- 議 長 審議番号8番について調査報告を〇〇委員お願いいたします。
- 〇〇委員 第3条申請、審議番号8番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。譲渡人は、〇〇町の〇〇〇〇さんです。譲受人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんで、認定農業者です。主な経営作物は、ごぼうです。申請地は、野方字山崎〇〇〇〇 畑 外6筆 20,943 m²です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容について報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は本人、父、弟の3名です。農作業技術力は、農作業歴17年、農作業技術修学歴4年とあります。機械保有は、トラクター10台、耕運機2台、田植機2台、コンバイン1台、トラック6台と十分です。通作距離は自宅から4km、車で8分です。4号農作業常時従事要件ですが、150日以上農作業に従事すると認められます。6号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますということでした。以上のことから、農地法第3条第2項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。
- 議 長 審議番号8番について、何かご質問はありませんか。
- 委 員 なし。
- 議 長 なしということであります。審議番号8番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。
- 委 員 (挙手)
- 議 長 挙手多数。よって審議番号8番については、許可といたします。
- (〇〇委員着席)
- 議 長 5ページ、審議番号9番、審議番号10番、審議番号11番につきましては、譲受人が同一人物のため一括して審議いたします。調査報告を〇〇委員お願いします。
- 〇〇委員 第3条申請、審議番号9番、10番、11番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。譲渡人は、〇〇〇集落の〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇さんで、農地所有適格法人で認定農業者です。主な経営作物は、大根、キャベツ、人参です。申請地は、野方字角堂段〇〇〇〇 畑 1筆 1,202 m²です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大し、使用貸借するものです。なお使用貸借期間は、20年を予定しています。次に審議番号10番の申請人についてです。譲渡人は〇〇〇町の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇さんです。譲受人は、〇〇〇町の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇さんで、農地所有適格法人で認定農業者です。主な経営作物は、大根、キャベツ、人参です。申請地は、永吉字岩崎段〇〇〇〇 畑 1筆 2,842 m²です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大し、賃貸借するものです。なお賃貸借期間は、1年更新で予定しています。次に審議番号11番の申請人についてです。譲渡人は〇〇〇町の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇さんで、農地所有適格法人で認定農業者です。主な経営作物は、大根、キャベツ、人参です。申請地は、永吉字勘兵衛堀〇〇〇〇 畑 1筆 4,033 m²です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大し、賃貸借するものです。なお賃貸借期間は、1年更新で予定しています。次に調査内容について報告します。1号全部効率利用要件です。農作業従事者は代表取締役本人、外役員3名の4名です。農作業技術力は、農作業歴21年とあります。機械保有は、トラクター7台、

トラック 7 台、大根ハーベスタ 2 台、動噴 2 台と十です。通作距離は会社から 10 km、車で 15 分程度です。4 号農作業常時従事要件ですが、150 日以上農作業に従事すると認められます。6 号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますということでした。法 3 条第 3 項農地所有適格法人以外の法人の場合ですが、譲受人は農地所有適格法人なので該当しません。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 審議番号 9 番、審議番号 10 番、審議番号 11 番につきまして、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。審議番号 9 番、審議番号 10 番、審議番号 11 番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって審議番号 9 番、審議番号 10 番、審議番号 11 番は、許可といたします。審議番号 12 番の調査報告を〇〇委員お願いいたします。

〇〇委員 第 3 条申請、審議番号 12 番について、調査結果を報告いたします。まずは申請人についてです。譲渡人は、〇〇県の〇〇〇〇さんです。譲受人は、〇〇地区の〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇さんで、農地所有適格法人であり認定農業者です。主な経営作物は、大根です。申請地は、仮宿字西ノ堀〇〇〇〇 畑 1 筆 714 m²です。申請理由は、譲渡人の要望により、譲受人が経営規模拡大をするものです。次に調査内容について報告します。1 号全部効率利用要件です。農作業従事者は常時雇用が代表者を含む 8 人、臨時雇用 2 人の 10 名です。農作業技術力は、農作業歴 13 年とあります。機械保有は、トラクター 4 台、耕運機 4 台、田植機 1 台、コンバイン 1 台、トラック 4 台、軽トラック 2 台と十分です。通作距離は会社から 1 km、車で 2 分です。4 号農作業常時従事要件ですが、150 日以上農作業に従事すると認められます。6 号地域との調和要件ですが、農地の集団化への影響はありません。水利作業等への参加については協力しますということでした。法 3 条第 3 項農地所有適格法人以外の法人の場合ですが、譲受人は農地所有適格法人なので該当しません。以上のことから、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と思われます。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長 審議番号 12 番につきまして、何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。審議番号 12 番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって審議番号 12 番につきましては、許可といたします。6 ページ、議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題といたします。7 ページ、審議番号 1 番の調査報告を〇〇委員お願いします。

〇〇委員 第 4 条申請、審議番号 1 番についての調査報告をします。申請人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町井俣字十二輪〇〇〇〇 畑 1,375 m²です。場所は現地調査資料の 3 の 1 から 2 をご覧ください。申請目的は、農業用倉庫等です。それでは許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、第 1 種農地の農業用施設等と判断いたしました。雨水は側溝放流、土砂の流出防止対策は、既に建物

が建っており地面が固く流出の恐れはありません。日照・通風ですが、周囲の農地が自作地であるので問題ありません。隣接地の所有者への説明は周囲が自作地のため必要ありません。通路は道路に面しているため問題ありません。信用は始末書が添付されているので一部読み上げます。1996年から2000年の間に最初の倉庫が建てられ、2004年から2008年の間に現況のとおりとなったと確認しております。こちらの過失によりお手数をおかけすることを深くお詫びするとともに、今後は農地法の規定に従い法令を遵守することを約束いたしますので、公正なご裁可の程をお願いいたしたく、ここに本書を差し入れる次第です。以上のことから、特段の問題は無いと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号1番につきまして、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。審議番号1番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。審議番号2番につきましては、〇〇委員の関連の案件でもございますので、〇〇委員の退室をお願いいたします。
(〇〇委員退室)

議 長 それでは審議番号2番の調査報告を〇〇委員をお願いします。
〇〇委員 第4条申請、審議番号2番について調査結果を報告いたします。申請人は、〇〇〇集落の〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町野方字亀形〇〇〇〇 畑 外1筆8,282㎡のうち2,339.33㎡で、場所は、現地資料の4-1から2をご覧ください。申請目的は、農機具保倉庫です。それでは、許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、農用地区域内農地の農用地利用計画指定用途と判断いたしました。続いて一般基準です。雨水は側溝放流、土砂の流出防止対策については、現状がアスファルトのため問題ありません。日照・通風ですが、周辺の土地も自分の土地のため問題ありません。隣接地の所有者への説明も周辺の土地が自分の土地のため不要とのことでした。通路は、道路に面しているため問題ありません。資力は資金証明書で確認済みです。4-5で始末書が添付されているのでご覧ください。一部読み上げます。農地法について十分に理解いなかったため、昭和51年頃から住宅及び農機具保管倉庫敷地として利用しております。今後気を付けますとのことでした。以上のことから、特段の問題は無いと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議 長 審議番号2番について、何かご質問はありませんか。
委 員 なし。
議 長 なしということであります。審議番号2番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)
議 長 挙手多数。よって審議番号2番につきましては、許可といたします。
(〇〇委員着席)

議 長 8ページ、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。9ページ、審議番号1番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第5条申請、審議番号1番について調査結果を報告いたします。受け人は、〇〇〇市の〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇さんです。渡し人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町永吉字毛無原〇〇〇〇 畑 外1筆 5,337 m²のうち580.88 m²で、場所は現地資料の1の1から2をご覧ください。申請目的は、砂採取の搬入口です。それでは、許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、第2種農地のその他と判断いたしました。続いて一般基準です。雨水は自然流下、土砂の流出防止対策については、鉄板を敷き盛土をしてました。日照・通風ですが、通路なので問題ありません。隣接地の所有者への説明は、説明済みとのことでした。通路は、道路に面しているため問題ありません。資力は、資金証明等で確認済みです。信用は、問題ありません。一時転用終了後の農地復元確約書は添付されています。砂利採取法の手続きは申請中とのことでした。以上のことから、特段の問題は無いと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 審議番号1番につきまして、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号1番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号1番につきましては、許可といたします。審議番号2番の調査報告を〇〇委員をお願いします。

〇〇委員 第5条申請、審議番号2番について調査結果を報告いたします。譲受人は、〇〇集落の〇〇〇〇さんです。譲渡人は、〇〇地区の〇〇〇〇さんです。申請地は、大崎町神領字大久保〇〇〇〇 畑 1筆 735 m²です。場所は、現地資料の2の1から2をご覧ください。申請目的は、駐車場です。それでは、許可判定に基づいて説明いたします。農地区分は、第2種農地のその他と判断いたしました。続いて一般基準です。雨水は自然流下、土砂の流出防止対策としては、土留めをするということでした。日照・通風ですが周辺に農地がないので問題ありません。隣接地の所有者への説明は、説明済みとのことでした。通路は、道路に面しているため問題ありません。資力は、資金証明等で確認済みです。信用は、問題なしと思われます。以上のことから、特段の問題は無いと判断し、調査員一同許可相当と判断いたしました。委員の皆様のご審議をよろしく願いいたします。

議 長 審議番号2番について、何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。審議番号2番について、許可してもよいと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって審議番号2番につきましては、許可といたします。10ページ、議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」を議題といたします。11ページ、農用地利用集積等促進計画（案）総括表でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 議案第4号「農用地利用集積等促進計画（案）に係る意見について」、11ページ、農地中間管理権の総括表です。始期が令和8年3月31日、期間は5年と10年です。中間管理権の設定面積は、田が74,106 m²、畑が234,849 m²、計308,955 m²でござ

います。設定する者が101名、耕作する者64名でございます。12ページから21ページが内訳です。資料3で法人関係を添付しておりますので、ご参考にしてください。以上、中間管理権の設定につきまして、ご審議くださいますようよろしくお願いいたします。

議 長 12ページ、連番1番から連番20番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、連番1番から連番20番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって、連番1番から連番20番までは許可といたします。13ページ、14ページ、連番21番から連番60番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、連番21番から連番60番までにつきまして許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって、連番21番から連番60番までは、許可といたします。15ページ、16ページ、連番61番から連番100番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、連番61番から連番100番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって、連番61番から連番100番までは許可といたします。17ページ、18ページ、連番101番から連番140番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、連番101番から連番140番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって、連番101番から連番140番までは許可といたします。19ページ、20ページ、連番141番から連番180番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、連番141番から連番180番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委 員 (挙手)

議 長 挙手多数。よって、連番141番から連番180番までは許可といたします。21ページ、連番181番から連番185番までを一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委 員 なし。

議 長 なしということであります。それでは、連番181番から連番185番までを許可し

でも良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって、連番 181 番から連番 185 番までは許可といたします。連番 186 番から連番 187 番までは〇〇委員の案件でありますので、〇〇委員の退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 連番 186 番、連番 187 番を一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは、連番 186 番、連番 187 番について許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって、連番 186 番、連番 187 番につきましては、許可といたします。

(〇〇委員着席)

議長 連番 188 番から連番 194 番までは〇〇委員の案件でありますので、〇〇委員の退室をお願いします。

(〇〇委員退室)

議長 それでは、連番 188 番から連番 194 番を一括して審議いたします。何かご質問はありませんか。

委員 なし。

議長 なしということであります。それでは、連番 188 番から連番 194 番までを許可しても良いと思われる方の挙手をお願いします。

委員 (挙手)

議長 挙手多数。よって、連番 188 番から連番 194 番までは、許可といたします。

(〇〇委員着席)

議長 22 ページ、議案第 5 号「農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名について」を議題といたします。23 ページ、事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 第 5 号議案、農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせん委員の指名です。23 ページ、1 番 〇〇〇〇さん 売買 益丸字野添〇〇〇〇 畑 587 m² 〇〇委員を指名します。

議長 〇〇委員よろしくをお願いします。最後のページになります。休会中の報告 あっせん関係でございます。事務局の説明をお願いします。

〇〇〇〇 休会中の報告についてです。1 番は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇に借りてもらうと本人より連絡がございました。今、手続き中でございます。

議長 はい、〇〇委員ありがとうございました。その他、何かご意見ご質問はございませんか。

委員 なし。

議長 よろしいですか。以上をもちまして、令和 8 年 第 1 回大崎町農業委員会の定例総会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

議 長

1 番委員

2 番委員